

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録(2 日目)

(平成 28 年 12 月 7 日 午前 9 時 45 分)

●議長 (小林幸雄) おはようございます。(「おはようございます。」の声あり)

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。なお、青柳議員から欠席届が出されております。また、須藤農業委員会長から途中少しの時間退席するとの申し出がありましたので、申し添えます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 通告による一般質問を行います。

質問時間は最大 1 時間をめどに、質問者、答弁者は進行にご協力願います。また、答弁者及び質問者の都合により質問の順序を変更することがありますので、あらかじめ、御承知願います。なお、質問者と質問者の間に 10 分程度の休憩を取ることといたします。

通告の 1 森山木の実議員。

- 1 子育て支援について
- 2 自然環境の保全について

議席番号 9 番・森山木の実議員。

◆ 9 番 (森山木の実) おはようございます。(「おはようございます。」の声あり)

議席番号 9 番・森山木の実です。来年の 2 月でオフトークが終了になりますので、こうしてオフトークで一般質問を町の方に聞いていただけるのも今回と来年 2 月の 2 回だけになりまして、ちょっと感慨深いものがございます。そして、この 16 代議会も残すところ、あと 4 か月弱となりました。これまで一般質問の時間にいろいろ質問してきましたけれども、聞きっぱなしでもいけないし、また「検討します」「考えます」と言われて、「はい、そうですか」と終わってはいけないと思ひまして、例えば、「検討します」の進捗状況が今どうなっているのかなというのを、今日お聞きしたいと思ひます。こうして任期の終盤になってきますと、「あ、そういえば、あの避難場所の案内看板について聞いたけど、それはどうなったかな。まだ見ないけど、どうなったかな」とか、また、信越病院の下のデマンドタクシーの待合所、一番最初に聞いた時に、つい「防空壕みたいだ」などと失礼なことを言った記憶がありますが、もっと、いいものにするという予算が付いて良かったけれど、でも「まだ、冬を迎えてまだ、皆さんあそこにいるなあ」とか、「どうなっているかな」などと思いを巡らせてしまいます。

さて、通告書に沿って質問していきたいと思ひますが、今言ったような思いの中で、今日は 27 年 9 月に質問した「発達障害のお子さんたちの高校進学や就労について、町はどんな支援をしていくのか」という質問をしましたんですが、具体的に言いますと、中学を卒業した後、中学までは信濃町はものすごく手厚いというのは、結構評判になっているらしいですね、全国的にも。で、その手厚い支援が終わった後、では、じゃあ、次

どうするか。高校に行きたい、行きたいんだけど、普通高校は多分受からないだろう、だけど養護学校に行くほどではない、その中間にいるお子さんたちの支援をどうするかという質問をしたことがあります。「高校進学が、まず最初のハードルとなっていると保護者から聞いたけれども、町はそれに対してどんな支援をしていますか」とお尋ねした時に、飯綱町との連携で障害者自立協議会を設置していること、また長野市を中心とした 9 市町村でも障害福祉計画を策定しているので、ここで連携して、面的な支援態勢構築も推進していく、また、連携中枢都市圏構想の一つの項目の中にも広域的な対応として入れられないか今進めているところ、という答弁でした。飯綱町との協議会は当時もう設置されていたはずですからいいとしまして、その長野県域や連携中枢都市圏構想の今進めているところというのは、今、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） おはようございます。森山議員さんの障害者に対する施策の関係での御質問でございます。昨年 9 月に確か、今おっしゃられたような御質問をいただいたかというふうに思います。ひとつは、その後の、若干経過も含めさせていただきたいというふうに思いますが、町もその後、昨年の 3 月ですかね、障害福祉計画を立てさせていただきまして、いわゆる基本理念として、障害者が地域で暮らせる社会に、自立と共生社会の実現というようなことを基本理念として、今支援サービスの提供等々の整備推進をするんだと、こういう計画を立てさせていただいたわけでございます。その中に、訪問系のサービスだったり、あるいは昼間の、いわゆる日中活動のサービス、更には居住系といいますか、グループホーム等も含めたサービス、そしてまた、相談の支援、障害者の、障害児ですね、系の支援等々 5 項目に分けて、その計画も樹立させていただいているわけでございます。

今、具体的に、例えば連携中枢都市構想、具体的に言えば、まだその辺はしっかりと進んでいないというのが実情でございます。それから、その後の個々の取組みについては、また担当課長の方から申し上げさせていただきたいというふうに思いますが、先般、先般といいますか、昨日補正予算の中でも、今の質問と若干ずれるかもしれませんが、大変、障害をお持ちのご家庭のご負担といいますか、大変な負担になっているというように、いわゆる通園補助といいますか、そういったことも新たに昨日、議員の皆さんのご理解もいただいて、支援という補助を、そういったものについてもお認めをいただいて、支援をまた新たに始めさせていただくというようなことになったわけでございます。今申し上げましたように、その後の経過、具体的な経過については、また担当課長から申し上げさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 森山木の実議員。

◆ 9 番（森山木の実） 担当課長は誰。私は教育委員会か、それから住民福祉課か、自分でもちょっと良く分からなくて、確か前回の 27 年 9 月の時には住民福祉課長が答弁なさ

っていたというのを記憶、記憶というか会議録を見たんですけどね、私は、できるだけ本当は、子ども子育て支援の中の教育委員会のほうで考えていただきたいなと思っていました。その 27 年にできた福祉計画、私も読みましたんですが、私が今、このテーマとしているのは、発達障害のお子さんなんですね。福祉計画は、やっぱりいろいろな障害のこともありますが、発達障害に関してあまり触れてないという感じがするんです。発達障害というのは、障害の形もいろいろありますが、発達障害というのは、外から見て、はっきり「あ、大変だな、大変だろうな」という、「困っているんじゃないかな」みたいな、そういうことがあまり分からない障害ですね。ですから余計、支援の手というのいろいろ慎重にしなきゃいけないし、これまでの歴史というの、やっぱり浅いものですから、信濃町、せっかく小中一貫教育校で、こう手厚くやっているわけですから、せめて高校、または就労、きちんと 18 歳までは手助けしていただきたい。そういう発達障害のお子さんをお持ちのお母さん、やっぱり、自分がいなくなった後、この子はどうするんだろうというのが、やっぱりすごく心配なんだそうです。ですから、進学、別にコミュニケーション能力も問題ないし、それから知的にも問題ない、そういうお子さんももちろんおられますので、高校進学だとか、そういう道をしっかりつけていってあげたいと思うんですが、私は、教育委員会に聞いた方がいいんですかね、どっち。ちょっとお願いいたします。その支援態勢。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

◆住民福祉課長（高橋 徹） こちらのほうでは高校卒業後、また、中学卒業後ということになってくるんですけども、特に高校卒業後など就職の支援というのが出てくるかと思えます。今現在の状況なんですけれども、そういった方々については学校と、また保護者、本人も入ることがありますし、町のほうの福祉係など、あとは、先ほど出ました北部地区障害者自立支援協議会の中にも相談員がいます。そういった相談員を含めた中で、各ケースごとの、これは会議になってくるんですけども、その人に対してどういった支援がまず必要かということで会議を開き相談をさせていただいております。就職が可能なのか、就職するまでにいろいろな訓練といたしますか、研修を積んでいった方がいいのか、ということで、そういった支援事業所とも相談する中で、就職活動というのも行っているのが、今の現状になります。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） ただいまの議員さんからの質問の趣旨とすれば、発達障害に係る行政としての支援、こういう視点でございます。

学校におきましても、発達障害そのものは、それぞれのお子さんが持つ個性だと、決してお子さんをお持ちの、いわゆる病氣的な傾向ではないと、こういう認識をしております。そういう意味では、最近の学会等の見解もお聞きしましても、なるべく早いうちに、早期にそういうことを探り当てて、その子どもに合った対処を、それぞれ違うわ

けでありますので、それぞれに応じた対処を極力早いうちからと、こういうふうに言われておまして、そういう意味では、昨年来、教育委員会で子ども支援係という専門の部署を組み立てまして、そこに発達心理士さんに常勤的に参画いただきまして、前段申し上げております、なるべく早期にお子さんの特性、個性を親御さんあるいは周りの保育士さん、あるいは関係の専門の相談員さん等々、横のつながりを持ちながら、早め早めに、そうしたそれぞれの個性を見抜いて、その後のご本人の成長につなげていけるような、そういった総合的な横・縦の連携を取りながらの支援体制を仕組んできております。加えて、9か年間の教育課程の中では、どの先生方も、健常児とそうした発達障害をお持ちのお子さん、分け隔てなく、という視点で、毎年、研修会を全教職員挙げて、繰り返し繰り返し行う中で、認識を学校内では共有しながら、一人ひとりのお子さんに合った一つひとつの事象に本当に向き合っ、親御さんを含めた相談の中で、どういう状況がいいのかということのを常に考えながら、取り進めてきているところでもあります。そういう意味で、早め早めの段階で、このおさんは前段ありましたように、養護学校がいいのか、あるいは通常の高校進級が可能なのかということも早いうちの段階で、ご両親あるいは子どもさん含めて相談しながら、その子どもに一番向いた進路というものを提案をさせていただいてきている。これが今の現状でございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） そういうふうに一生涯懸命やったださっているのは、保護者に聞いても分かります。私はよく、その発達障害のお子さんのための学習会だとか、そういうところにもちょっと顔を出したりして、いろいろな保護者の方とお話しするんですけども、信濃町でもそういう体制の中から、やっぱりちょっと、こぼれてしまったお子さんなんかも、まだいるみたいなんです。やっぱり、「学校でいくら本当に良くしてくださっても、子どもがその、帰って来て居心地がいい家庭でないと、いくら学校が頑張っても何にもならないんですよ」って、ある保護者が言っていました。これは私も専門家の講演会などで、やっぱり学んだことで、温かい家庭とか、無償の愛を与えてきた家庭というのは、やっぱり違うんだけれども、子どもにとって居心地が良くない家庭、つまり、子どもが落ち着けない家庭、それから保護者がやっぱり精神面でも落ち着けない、それから、親が無償の愛を子どもに与えられない、そういう家庭というのがまだ、やっぱり子どもにとっては居心地が悪くて、やっぱりそこで、何て言うんですかね、いい状態、せっかく学校でいい状態になったものがまた、元に戻ってしまうと。ただ、その保護者自体がやっぱり、大変な思いをしているわけです。何て言うか、まだまだ周りの無理解というのがあります。周囲の無理解という壁は結構厚くて、発達障害というのは外から見て障害が明らかではないことが多くて、コミュニケーションがうまくとれない場合、周りの理解がないと、「この子は言うことを聞かない子だ」と、「周りに合わせられない子だ、挨拶もできない」などと見られてしまいます。そして最後には親が、「あんた、一体どういう育て方したんだね」と言われたと。「育て方が悪いね」と、周囲から言われてしまうことも多々あるそうです。それで、悩む親、結構いるらしいんですけど

も、信濃町ではそういう保護者の会ができて、連携が取れていますが、そこまでさえも来られない親がいる。いわゆる嫁の立場、でまた、子どもばかり面倒を見ているわけにはいかない、嫁の立場でいろいろやらなければいけない、それと家族にもちょっと「この子はこういう発達障害があるんですよ」と言ってもなかなか理解してもらえない。また、ご近所の手前というものがある、SOSを出せない、出しにくい、自分は子どもの障害を受け入れているけれども、家族がなかなか分かってくれない、そんなことで、もう疲れ果てているお母さんたちもいるそうです。そういう切実な親の声を、教育委員会は拾っていますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） その方法といたしまして、毎月一回「コアサポートチーム会議」というものを開催してございます。こちらの構成につきましては、町のスクールカウンセラー、それから県のスクールカウンセラー、それから教育委員会、小児科医、養護学校、それからNPOのお力もお借りする中で、保護者の様子、それから生徒の様子を一番に見まして、その中で会議を開催する中でいろいろな措置について対応しているところでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） みんなと話したんですけれども、そういうSOSの声が、信濃町の場合は教育委員会に届きさえすれば、何らかの支援が受けられるんだと、それを聞いて、良かったなと思うわけです。子どもにとって居心地のいい家庭にするための支援というのは、やっぱり必要で、疲れているお母さんが周りにつながれるような支援、また、話を聞いてくれる人、それから障害や周囲との付き合い方について学べる場所など、支援の形というのはいくらでもあるんですけれども、その「コアサポートチーム会議」のほかに、何かそういう話をしたりとか、お母さんたちがリラックスできる、そんな支援はしていますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 教育委員会といたしましては、例えば「ふくろうの会」を通して、いろいろ情報提供をお願いしたりであるとか、サポートをお願い、サポートというか相談体制を作っているところでございます。先ほど「コアサポート会議」と申し上げましたが、あくまで、相談に来られないというか、相談に見えない方もいらっしゃると思うんですが、一番はお子さんの様子をこの会議の中で、何か変調があるかというのを拾い上げて、そういう中から、ひもといていく、というような会議でございしますので、多角的に子どもの様子を見ているということで対応してございます。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録(2 日目)

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） それは子どもが、子どもの様子が見えるということですね。不登校のお子さんなどは、おられるみたいですがけれども、不登校のお子さんなどに関しては、どうやって把握しているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 不登校のお子さんにつきましても、教育委員会、それから、信濃小中学校とは毎月定例で会議を開いてございます。その中で、一人ひとりの児童・生徒の不登校の様子というか、出席、欠席の様子等も把握してございます。当然「コアサポート会議」の中でも、そちらのほうもサポートしてございますし、先ほど森山議員さんからありました、家庭支援という部分につきましても、ここでサポートしているというのが現状でございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 漏れはないという感じですね。私、信濃町にはそういう大変な思いをしている保護者っていないんだと、初めは思っていたんです。だけど、やっぱりその「ふくろうの会」の会議にもなかなか足を運べない保護者っていうのもいるらしいんですね。話してみると意外と「ああ、そうだったのか」と思うんですけども、私たちも理解を進めるために、話を聞いたり、勉強したりが必要だと思いますから、教育委員会でも是非、その保護者だけでなく周りの理解を深めるためにも、周囲の方たち向けに何かそういう学べる会議を作っていたらいいなと思うんですが、それは考えておられますかしら。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 今は、特に考えてはいないんですけども、そういうことも含めまして、これからのサポート体制を充実していきたいというふうに考えてございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） じゃあ、是非お願いいたします。また、「考えています」なので、またしばらくしたら、また「どうですか」と聞くかもしれないので、よろしくお願ひいたします。次の質問に移ります。

ここ数年、私がそう見ているだけかもしれないんですが、ここ数年、これまで林だっ

たところが、広い範囲で木が全部伐採されてしまって、驚くことがよくあります。それが斜面だったりすると、急斜面ですね、急斜面だったりすると、土砂災害などを気にしながら、そばを通っていました。先日、保養地の方たちから相談を受けまして、グラウンドのそば、五差路の上のM大学の土地ですけれども、相談を受けたもので見に行っただけです。で、びっくりしました。林が丸ごとなくなっていて、ずっと向こうまで見晴らせるんですよ。間伐なら分かるんですけれども、一本残らずなくなっていて、細い枝がその辺に積まれている、そんな状態でした。「これが観光地のやることか」と、ちょっと溜息出ちゃう、そんな感じです。癒しの森事業も胸を張って「さあ、自然の中へ」なんて言えなくなっちゃうんじゃないかなと思いました。「そのうち雪で隠れるよ」という人もいましたけれども、そんな簡単なものではないんじゃないかなと思います。皆さんが心配、最初心配したのは、「もしかしたら、メガソーラーをやるんじゃないか」と、それでまず心配したそうなんですけれども、「まあ、ここでメガソーラーはないんじゃないの」ということで、ひとまず安心しておられるみたいです。あとは「土砂災害は大丈夫かしら。結構、なだらかだけれど、どうかな」などと心配しておられるわけですね。ただ、はっきりした現象として、風当たりがすごく強くなったというペンションもあるようですし、これから吹雪の時などはどうなるのかなと、私もあの辺はよく行きますので、ちょっと、ちょっとどころか、たくさん心配しています。担当で聞いたんですけれども、林地開発許可は要らないんですってね、根っこが残っているの。広さとしては4ヘクタールくらいなんですけれども、1ヘクタール以上は開発は林地許可が要るんですけれども、根っこが残っていて開発するわけではないので、要らないと。町への届出のみでいいということで、その届出書を公開請求でいただいたんですけれども、そうしたら、さっきも言いましたけれども、約4ヘクタールの伐採と造林が目的と書いてあります。で、伐採と造林が目的って、どういうことなのか、何で全部伐採しちゃったのか、など、農林係では把握していますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） まず、大規模な森林の伐採ということと、また、土砂災害がどうかということでございますけれども、森林法に基づきまして、基本的に水源涵養ですとか、土砂崩壊防護、土砂の流失防備等の保安などの土地につきましては、保安林に指定されておりまして、そういう中で、広域的な機能別施業森林として、伐採の禁止ですとか、部分的な伐採など、厳しい要件の中での範囲でしか伐採できないというような保安林指定という形で、守っているということをしております。また、森林法に基づきまして、町におきましては、市町村の森林整備計画を策定して、森林の整備や伐採に関して事項を定めているところであります。基本的に一か所当たり、全部を伐採する面積が、上限が20ヘクタールということとなっております。伐採の場合につきましては20ヘクタール、開発が伴わない伐採につきましては20ヘクタールまでできることとなっております。また、樹種ごとに標準伐期齢というものを基準で定めておりますので、木の伐採によりまして収益を上げるということも目的とされておりますの

で、そんなことも、基本的には個人の土地でございますので、そういう部分での、収益を上げる部分での伐採も認められているところであります。

それから、先ほどの伐採の届けでございますけれども、基本的に森林法におきまして、伐採の届けに合わせる中で、伐採後の造林ということもしてもらいたいということで、そのための伐採届を出していただきまして、基本的には5年後、ある程度の造林ができるような形での届出というふうな形で、町のほうに提出をしていただく中で、今回のケースにつきましてもそのような形で許可が出ているものでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 5年後に、植林じゃなくて造林なんですね。5年後に切り株から芽が出てくるということですか。芽が出て、これくらいになるとか、また、林の再生という感じではないと思うんですけども、何か私は、あそこ全部、ぐるぐる車で回りながら見たんですけども、やっぱりとっても切り方が不自然な感じがしちゃったんですよ。どうしてああいう切り方をしたのかなと。そこのところ、町が押さえていますかということを知りたかったんですけども。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 基本的には届出の中では、木を伐採して収益を得るということでの伐採で、特に開発、その後何か開発するということはない、というふうにお聞きしております。また、管理面においても道路に木が倒れて管理上問題もあるというようなこともある中で、全伐というような形で伐採をされたというふうにお聞きしております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） これが法的に問題ないから問題ないと。で、民地だし、売るんだからいいとなれば、例えば、今は一つの所有者ですよ、ただだけれども、じゃあ、これをあっちこっちでやられた日には、私、町の観光だとか自然だとか、どうなっちゃうんだろうと思ったんですけども、町はそういうことは考えていますでしょうか。今後、規制、規制とまではできるかどうか分からないんですけども、本当にあの辺が、じゃあ我も我もと伐採を始めたりしたら、どうなるのかなと、ちょっと心配するんですけども、それは、そういう危惧は抱いていませんか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 基本的にその森林法については、今回も伐採の届出が出されておりますけれども、基本的には今回のケースにつきましても、天然更新ということ

で、そこに植樹をするということではないですけれども、自然に木が生えてくるということのを待つというような形でございますけれども、この届出の中におきましては、5年後において、そういう天然更新が施されない場合につきましては、的確な更新をするようにということになっておりますので、基本的に伐採をしても造林をするということが前提となっております、国の法律の森林法におきまして、今回、平成 29 年の 4 月からの変更になるんですけれども、間伐をしたところにおきましては、5年後に、伐採後の再造林の報告を求めるといようなことを義務付けさせるというような制度に変わってきておりますので、5年後どのような状況になっているか、また確認をする中で、町からも指導、それが施されていない場合については、指導していくような形となっております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 私が聞いたのは、我も我もと、この近辺で、全伐と言うんですか、皆伐と言うんですか、やることも考えられると思うんですよね、ですから、そういう危惧は抱いていませんか、ということなんです。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 今現在、森林におきましては、非常に樹齢も経っておりますので、もう伐期がきているというのが現状でございますので、そういう部分について伐期が過ぎているものについては、収益を上げるためにそのような伐採も必要になってきているというふうには考えております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） そうじゃなくて、そうじゃなくて、じゃあ、みんなが必要だと、もうそろそろ全部切らなくちゃと言って、この一帯全部切ったりすることも、無きにしても非ず、ですよね。で、そういう危惧は抱いていませんかと聞いているんですけれども。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） ただ、間伐ですとか、森林組合では地域森林整備計画に基づきまして、間伐ですとか、そういうような部分でも行っているところであります。やはり、材木関係に直接携わる方については、全伐というような形での部分は、やはりどうしても出てくるものと思っております。ただ、全てが全てどこもどこもそのような形で全伐が増えてくるというふうには、今のところ考えていないところであります。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 私は、危惧を抱いちゃうんですけどね。で、やっぱり不自然だなと思ひまして、地質調査の専門家と一緒に、あの土地をぐるっと、ざっと見て歩いたんですけれども、その方が言うには、急傾斜ではないので、土砂災害に関しては、あまり考えられないけれども、林の両側に大きな沢がある、周りがあるんですね、この沢っていうのは、つまり水がザーザ一流れているとか、そういうことではなくて、等高線が山の上のほうに向かって切れ込んでいる、その沢のことなんですけれども、それがなだらかな、林がなくなると、森林っていうのは雨や雪などを涵養してゆっくりと地下水をためていくという役割があるんですが、その上の森林がなくなる、木がなくなってしまうと、大雨などの時、土に浸み込むより以上に表面をザーッと流れていく方が多くて、それがその沢に流れ込む、その量によっては、下の建物が並ぶ辺りに到達する可能性も考えられる、ということでした。必ず起きるということではないんですけれども、この地形図を見る限り、この沢に、上を流れた雨が流れ込んで、それがもし大雨だった場合は、下の家の建物が並ぶ辺りにまで到達するおそれもあるということでした。ざっと見ただけなので、そこまでなんですけれども、今後、先ほども言いましたが、このような大規模な伐採が増えてきたり、それから自分の敷地、家のそばでもあるんですけれども、多分、敷地なんだと思うんですけれども、河川の所ですね、その所もずいぶん広々と切っておりますね。何か、いくら切る時期がきたと言っても、こんなに目立って切られるというのは、やっぱり、ちょっと住民としても、何て言うんですか、困ったな、不安だな、それから観光的に景観的に良くないな、そういう思いがしてくるんだと思います。自然を大切にするのが売りの信濃町ですし、それから生物多様性の問題もあります。小さな虫とか菌類、小動物、林で生きる生物、こういうのも大切にしなきゃいけない町だと思うんです。で、町として、今後やっぱり「ないと思われます」とかじゃなくて、最悪の事態も考えて対応していった方がいいのではないかなと思うんですけれども、そこは何か考えようと、考えているのか、それともこれから考えようと思っているのか、考えないのか、ちょっとそここのところを聞かせてください。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、想定されている場所についての御質問に端を發してのお尋ねでございますが、基本的にはやっぱり、この山林というのは、それぞれ地主さんといひますか、所有者がいるわけでございますね。そこに当然に、今の法律の問題からすれば、財産権といひますか、自分の私的所有権といひますか、そういったことが發生するわけでございます。そういう中で、公の立場として、何を目的にどうすることが可能なのか、他の法令等々も比較しながら、必要だとすればそういった網掛け、網掛けといひますか、法律的な、条例的な分野での検討もせざるを得ないのかなというふうに思ひますが、現実問題、今前段で言ひましたように、もともと山林の所有者においては、やっぱり育林をして、伐期が来ればそれを製品にといひますか、やっっていくんだというのがひとつの当然の流れがあるわけですね。ですから、そのことについて、一定の法律に基づいて実

施されているということについては、私ども公な立場としても、先ほどの課長からも答弁がありましたけれども、その範囲で対応せざるを得ないというのが現状でございます。これ、皆伐でやっている、実は他のところの山手でも、皆伐で森林組合も一緒に頑張ってもらって、やっているところもあるんですね。まさにこの天然更新といいますか、これを自然の力に任せて天然更新という形でやっているというところもありますので、その辺のそれぞれの事情、事情によって、今動いているということでございます。

要は、質問の御趣旨から言えば、将来、町が今言ったようなことを心配して、条例等で何かできるかと、こういうことでございますので、その辺については慎重にまた検討させていただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 検討して、ちゃんとやってください。で、検討だけ、「検討します」というのは検討するだけなので。できたら、この全伐というのは、やっぱりちょっと、町民にとってはショッキングですし、本当に今、風当たりがものすごく強くなったというご家庭も、建物もあるようですから、やっぱりそのところ、町が指導しないと、やっぱりなかなか、住んでいない人は「自然で、この木を全部切っちゃった場合に、その後どうなるか」というのは、なかなか想像できないと思うんですね。だからやっぱり町がしっかり指導していかないと、「全部は、やめてね」って、「せめて広葉樹だけ、ちょっとまず残してくれないか。最初は針葉樹だけ切って、広葉樹残していくとか、そういうふうにしてくれないか」というような指導の仕方が、できるんじゃないかと思うんですけれども、そういうのは無理でしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 天然更新であれば、そういう趣旨も必要でありますので、そういう部分での指導は可能かと思えますけれども、先ほども河川の危険な部分につきましては、やはり緩衝帯を残すですとか、そういうこともまた今後、森林整備計画に基づく中で指導していきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） あそこは多分この冬注目の場所になると思うんですよ。周りの目が結構厳しく見えていますので、これからずっと見ていくということで、周りの人の意見も是非聞いて、本当にどういう変化があったか、ちゃんと聞いていかないといけないと思うんですね。さっきも言いました、風当たりのこととか、そういう「どうでしたか」、「全部切った後にどうなりましたか」ということも是非調べた上で、今後の指導に生かしていただきたいと思えます。

以上、今後の対応をお願いいたしまして、ちょっと早いですが私の質問を終わります。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録(2 日目)

- 議長（小林幸雄） 以上で、森山木の実議員の一般質問を終わります。
この際、10 時 45 分まで暫時休憩といたします。

(平成 28 年 12 月 7 日 午前 10 時 29 分)